



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成30年1月19日 14時00分
資料配布		

件名	近畿地域で初！ 「大阪府建設業社会保険加入推進地域会議」の開催 ～地域に根ざした社会保険加入徹底の取組～
----	---

概要	<p>これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、社会保険の加入に積極的に取り組む大阪府内の建設企業等を対象とした「大阪府建設業社会保険加入推進地域会議」を開催します。</p> <p>1 日時：平成30年2月14日(水) 11:30～12:00</p> <p>2 場所：大阪合同庁舎第一号館 第一別館3階304会議室 (大阪府中央区大手前1丁目5-44)</p> <p>3 内容：①建設企業による取組事例の紹介 ②建設企業が守るべき行動基準の採択</p> <p>4 対象者：大阪府内に拠点を置く建設企業 又は 大阪府内での施工実績を有する建設企業 (個人事業主、団体含む)</p> <p>5 その他：報道関係の方は傍聴可能です。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 課長 ^{しまだひろかず} 島田浩和 (内線6141) 課長補佐 ^{かわうちかつよし} 川内勝嘉 (内線6142) 電話 06-6942-1141 (代)
------	---

「大阪府建設業社会保険加入推進地域会議」について

目 的

建設業における技能労働者の処遇の向上及び公平な競争環境の構築を目的に、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、平成 24 年度 of 取組開始から 5 年が経過し、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、小規模事業者も含めた地域レベルで理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

※本会議は、「第 1 回建設業社会保険推進連絡協議会」(H29.5.8)において、平成 29 年度の取組方針の一つとして示されているものです。

内 容

○建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介

○社会保険の加入に向けて建設企業が守るべき行動基準の採択

※一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

○大阪府内に拠点を置く建設企業

○大阪府内での施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。また、建設業関係団体への加盟の有無も問いません。

本取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、是非ご参加ください。

日 時

平成 30 年 2 月 14 日(水) 11:30~12:00

場 所

大阪合同庁舎第一号館 第一別館 3 階 304 会議室
(大阪府中央区大手前 1 丁目 5-44)

申込み

事前申込制

(別紙「参加申込書」により、平成 30 年 2 月 2 日(金)までに FAX にて申込み)

主催者

大阪府、(一社)大阪建設業協会、(一社)日本建設業連合会関西支部、建設産業専門団体近畿地区連合会、(一社)大阪府中小建設業協会、近畿地方整備局(事務局)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

近畿地方整備局 建政部建設産業第一課 東野 行
【FAX：06-6942-3913】(申込×切：2月2日(金)17時)

「大阪府建設業社会保険加入推進地域会議」
参加申込書

日 時：2月14日(水)11:30~12:00(11時より受付開始)
場 所：大阪合同庁舎第一号館 第一別館3階304会議室
(大阪府中央区大手前1丁目5-44)

会社・団体名	
所在地	〒 ー
参加者氏名 (役職)	
連絡先	TEL： FAX：
担当者名	

- ・ 会議の申込受付は先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきますので、予めご了承ください。締切り後に申込書が届いた場合、当方より連絡させていただきます。
- ・ 会場の都合上、各会社・団体2名までのご参加とさせていただきます。
- ・ 当日は公共交通機関をご利用ください。
- ・ ご記入いただいた個人情報、本業務以外の目的に使用することはありません。
- ・ 当日は、申込に利用した本申込書（FAXした申込書）をお持ちいただき、受付にて提示してください。

【問い合わせ先】近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 担当：東野、川内
電話：06-6942-1141

【会場付近図】

